小松市監査公表第 12 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき,財政援助団体等監査を行ったので,同条第9項の規定により,その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年3月15日

小松市監査委員 小 栗 厳

同 灰田昌典

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 団体名 小松市国際交流協会
- (2) 所管課 経済観光文化部 国際都市推進課
- 2 監査の種別 財政援助団体監査
- 3 監査実施日 平成29年2月21日
- 4 監査の範囲 平成27年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳,灰田 昌典
- 6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として,交付金が交付目的に従って適切に使用されているか,また,その他の事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては,あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め,事務局職員がその内容の検視,検算,抽出照合等の予備調査を行った。

また、監査当日は、こまつまちづくり交流センターにおいて、監査委員及び監査 委員事務局職員が、小松市国際交流協会会長及び関係職員並びに所管課として経済 観光文化部長ほか国際都市推進課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受け た後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

7 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

小松市国際交流協会

(2) 設立目的

外国人の受け入れ、生活面での支援のため日本語学習の援助や、市民ボランティア活動のネットワークを拡大し外国人と市民が住みやすいまちづくりを進めることを目的として、平成5年11月に設立された。

(3)組織(平成28年4月1日現在)

役員は、会長1名、副会長3名、運営委員22名、監事2名、事務局長1名、事務局員1名、相談員1名からなっている。なお、個人会員、賛助会員、協力団体で構成している。

(4) 事業内容

ア 外国人住民を対象に、地域における円滑なコミュニケーションを実現するため の語学学習(日本語学習)と生活相談の場の提供

イ 日本語教室等のネットワークを活かした,市民の多文化理解を促進するための 各種事業の実施

ウ 国・県・市が行っている国際理解の推進や事業の促進

8 交付金額

団体に支払われている交付金は以下のとおりであった。

(単位:千円)

交付金の名称	金	額	
国際交流センター運営費交付金			4,000

9 監査の結果

監査を実施した範囲においては,事務処理や経理状況ともおおむね良好に執行が されていると認められた。

その他,事務処理上にわたる注意事項については,監査の過程において当事者に 指示したので本報告には省略した。